

○岡山県立博物館協議会運営規則

昭和四十六年七月一日
岡山県教育委員会規則第十三号

岡山県立博物館協議会運営規則を次のように定める。

岡山県立博物館協議会運営規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岡山県立博物館協議会条例(昭和四十六年岡山県条例第四十七号)第四条の規定に基づき、岡山県立博物館協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議長及び副議長)

第二条 協議会の会議(以下「会議」という。)に、議長及び副議長を置く。

- 2 議長及び副議長は、岡山県立博物館協議会の委員(以下「委員」という。)の互選により定める。
- 3 議長及び副議長の任期は、委員としての在任期間とする。
- 4 議長は、会議を主宰する。議長に事故のあるときは、副議長がその職務を代行する。

(招集)

第三条 会議は、岡山県立博物館長が招集する。

- 2 会議の招集は、会議開催の場所、日時及び会議に付すべき案件をあらかじめ各委員に通知して行なう。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

(定足数及び表決)

第四条 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(職員の説明及び資料の提出)

第五条 委員は、会議において関係職員に対して、説明又は資料の提出を求めることができる。

(職員の出席)

第六条 関係職員は、会議に出席して意見を述べることができる。

(その他)

第七条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は協議会が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。